

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和元年8月11日 17時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南小松東方沖（琵琶湖西部） 男松三等三角点から真方位005° 1,590m付近 （概位 北緯35° 14.6′ 東経135° 57.9′）
事故の概要	プレジャーボートチングは、漂流中、船内に浸水した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート チング、5トン未満（長さ5.74m）
船舶番号、船舶所有者等	253-23600滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 水象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、機関を停止して漂流していたところ、右舷船尾方からの波浪が船内に打ち込んで浸水し、膝上約5cmまで湖水が溜まり、船尾が沈下した。 船長及び同乗者全員は、救命胴衣を着用して湖に飛び込んだ後、転覆した本船を引いて湖岸に戻った。 船長は、時化てきたのを感じたら、波浪を受けるのを避けるべきであったと、本事故後に思った。
分析	本船は、風力3の東風及び波高約1mの波がある状況下、右舷船尾方から波浪を受けて漂流を続けたことから、船内に湖水が打ち込み、浸水したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、風力3の東風及び波高約1mの波がある状況下、右舷船尾方から波浪を受けて漂流を続けたため、船内に湖水が打ち込み、浸水したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漂流中においては、気象状況を把握し、時化てきたと感じたら波浪等による船内の打ち込みを避けるため、船首方から波を受けるよう操船するとともに、速やかに帰航すること。 ・小型船舶の操船者は、堪航性を考慮し、気象情報を把握して天候が悪化する場合、速やかに帰航すること。